

## 1. 計画の推進方法

市民が生涯健康でいきいきと暮らすためには、健康・食育・自殺対策について正しい知識を持ち、健康的な行動をとることが大切です。

そのためには、引き続き関係機関・団体と行政が連携し、協力体制を確立して、市民が健康的な行動をとれる環境を整えることが重要です。

この計画が、広く市民に認知され、実行されるよう、以下の方策により「いきいきと健やかに暮らせるまちづくり」をめざして計画を推進していきます。

### (1) 計画の普及啓発

市の広報紙やホームページに掲載し、計画の普及啓発に努めます。

### (2) 行政横断的な推進体制

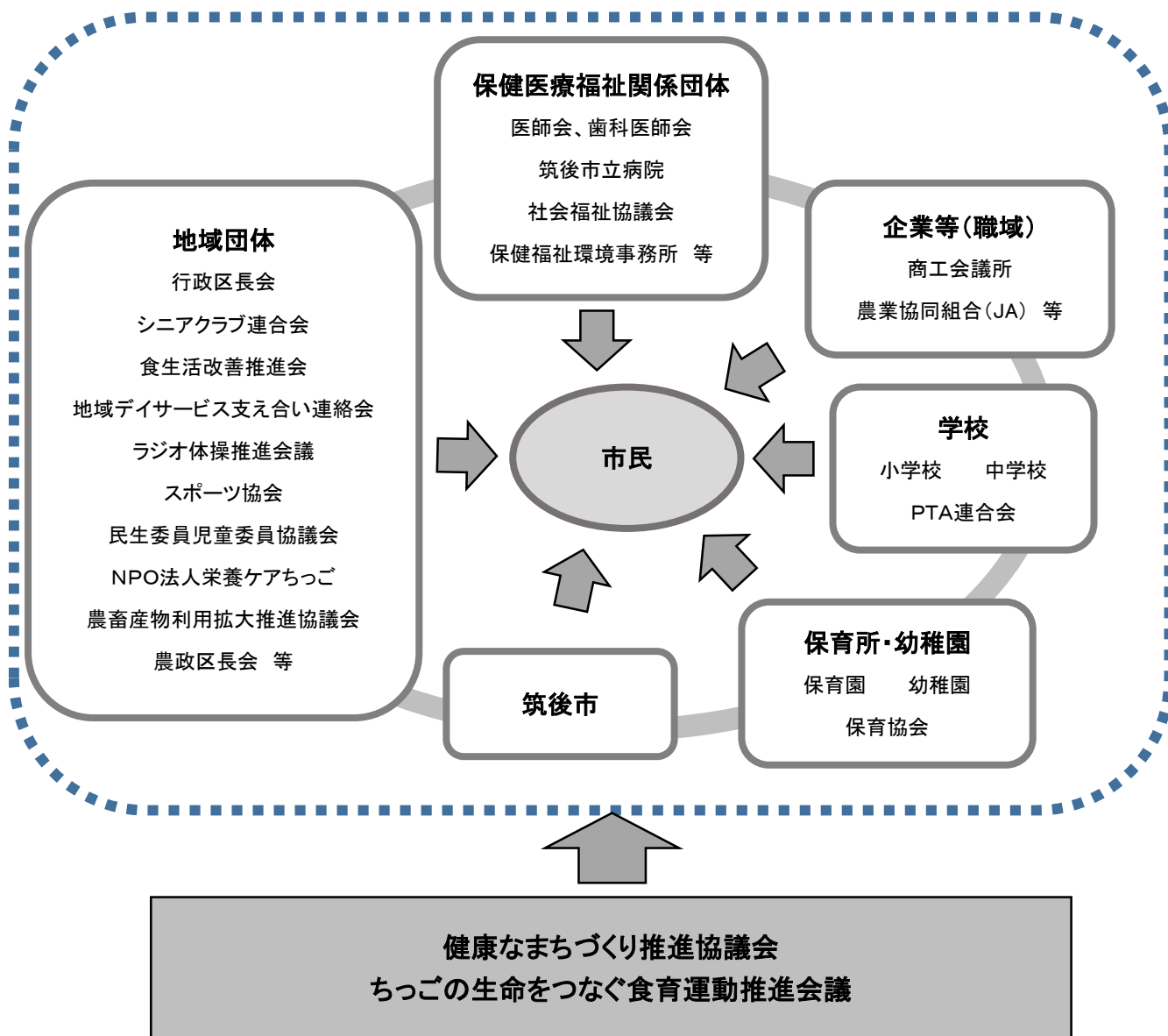
健康づくり課が中心となり、庁内に関係各課職員で構成する「健康づくり計画行政推進会議」を設置し、健康・食育・自殺対策における取組を推進していきます。

### (3) 関係機関・団体等との連携

関係機関・団体で構成する「健康なまちづくり推進協議会」及び「ちっごの生命をつなぐ食育運動推進会議」において、関係機関・団体間の連携を図り、健康なまちづくりを進めていきます。また、各会議において、より具体的な年度計画を立て、年度毎に進捗状況も含め評価を行いながら、令和10年度の目標達成を目指して計画を推進していきます。

## 2. 計画の推進体制

本計画は、市民の皆さんの健康づくりを社会全体で支援するため、市民や関係機関・団体、行政などが一体となって、健康づくり、食育、自殺対策を進めていきます。



## 3. 評価

本計画に基づき行政等が行う健康づくり、食育、自殺対策に関連する施策・事業については、定期的実施状況を把握することで進捗管理を行います。

また、評価のための指標を設定し、アンケート調査等により必要なデータを収集し、評価を行うとともに、その結果の公表を行います。